

株式取扱規則 新旧対照表

改定前		改定後		備考
本文	備考(関連規程・要領、関連法令等)	本文	備考(関連規程・要領、関連法令等)	
<p><u>昭和57</u>年2月26日 制定 最近改正 <u>平成21</u>年<u>1</u>月<u>5</u>日</p>		<p><u>1982</u>年2月26日 制定 最近改正 <u>2021</u>年<u>11</u>月<u>25</u>日</p>		西暦に変更 改正日更新
(新設)		<p>(株主提案議案の株主総会参考書類記載) <u>第25条</u> 株主が株主総会の議案を提案する場合、当社が定める分量は以下のとおりとする。 <u>(1)提案の理由</u> 各議案ごとに400字 <u>(2)提案する議案が役員等の選任に関する議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項</u> 各候補者ごとに400字</p>	会社法施行規則	
(新設)		<p>(株主提案議案の個数制限) <u>第26条</u> 株主が提案しようとする議案の数が10を超える場合、10を超える数に相当する数の議案については、当社は株主総会に上程しないことができる。 <u>2. 10を超える数に相当することとなる議案の決定方法は以下の手順による。</u> <u>(1) 株主が優先順位を定めている場合には、当該優先順位による。</u> <u>(2)(1)の優先順位の定めがない場合には、原則として株主による記載の順序に従い、横書きの場合は上から、縦書きの場合は右から数えて10を超える場案を株主総会に上程しないものとする。ただし、議案が秩序立って記載されていないなど、その順序を判断することが困難な場合には、代表取締役が定める。</u> <u>(3) 議案の個数の算定方法については、会社法その他法令に従う。</u></p>	会社法	

改定前		改定後		備考
本文	備考(関連規程・要領、関連法令等)	本文	備考(関連規程・要領、関連法令等)	
<p>第7章 手数料 (手数料) 第25条 当社の株式取扱に関する手数料は、無料とする。ただし、株主が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。</p>	<p>定款 取締役会規則</p>	<p>第7章 手数料 (手数料) 第27条 当社の株式取扱に関する手数料は、無料とする。ただし、株主が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。</p>	<p>定款 取締役会規則</p>	<p>条文繰下げ</p>
<p>附 則 <u>平成21年1月5日</u> 1 この規則の変更は、取締役会の決議による。 2 この規則は、<u>平成21年1月5日</u>より実施する。</p>		<p>附 則 <u>(削除)</u> 1 この規則の変更は、取締役会の決議による。 2 この規則は、<u>2021年11月25日</u>より実施する。</p>		<p>日付削除 日付更新</p>